国会事項

衆議院

質問書提出

二月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

五代以上続く天下りに関する質問主意書（山内康一提出）

特殊法人における元国家公務員の嘱託職員ポストおよび非人件費ポストに関する質問主意書（山内康一提出）

公益法人における元国家公務員の嘱託職員ポストおよび非人件費ポストに関する質問主意書（山内康一提出）

今季の冬における火災と雪害対策に関する質問主意書（木村太郎提出）

自閉症対策に関する質問主意書（馳浩提出）

公立高校の実質無償化及び高等学校等就学支援金予算に関する質問主意書（馳浩提出）

平成二十一年度補正予算の執行停止の定義に関する質問主意書（馳浩提出）

通知「教職員等の選挙運動の禁止等について」に関する質問主意書（馳浩提出）

全国学力・学習状況調査に関する再質問主意書（馳浩提出）

平成二十二年度高速道路無料化社会実験に関する質問主意書（山口俊一提出）

検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男提出）

政権交代時における内閣官房機密費の支出等に関する再質問主意書（鈴木宗男提出）

参議院

質問主意書転送

二月十日次の質問主意書を内閣に転送した。

農地の基盤整備に関する質問主意書（山田俊男提出）（第一六号）

市町村合併に関する質問主意書（山田俊男提出）（第一七号）

「子ども環境保健関係大臣世界サミット（仮称）」の開催や子ども環境全国実態調査などに関する質問主意書（加藤修一提出）（第一八号）

米空母艦載機部隊の岩国基地移駐に関する質問主意書（仁比聡平提出）（第一九号）

就学援助に関する質問主意書（山本香苗提出）（第二〇号）

人事異動

財務省

鈴木　昭紀

願により独立行政法人酒類総合研究所監事を免ずる（二月十日）

皇室事項

認証官任命式

二月十日午前十一時十五分、宮中において、国務大臣枝野幸男の認証官任命式が行われた。

行啓

皇后陛下は、二月九日午後四時三十七分御出門、文化庁海外展　大英博物館帰国記念「国宝　土偶展」を御覧のため、東京国立博物館（台東区）へ行啓、同五時三十二分還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、二月十一日イラン国の国祭日につき、同月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から平成二十一年十一月三十日ルーマニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、二月一日御答信があった。

官庁報告

法務

刑事補償法による補償決定の公示

澤田幸子に対する公職選挙法違反被告事件につき平成二〇年三月七日言渡しの無罪判決が確定したので、平成二一年七月三〇日次のとおり抑留拘禁による補償決定をした。

澤田幸子（高知県南国市緑ヶ丘一丁目一一一一番地二・59歳）一三九日分一七三万七五〇〇円

高知地方裁判所

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年二月十五日

関東経済産業局長　高原　一郎

一　件名

1　川口町申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

2　日本瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款（我孫子地区）の変更の認可に係る公聴会

3　藤岡市・高崎市ガス企業団申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日

1　前号1の事案　平成二十二年三月九日　午後二時から

2　前号2の事案　平成二十二年三月十日　午後二時から

3　前号3の事案　平成二十二年三月十一日　午後二時から

三　場所

1　第一号1の事案　川口町公民館（新潟県北魚沼郡川口町大字川口千九百七十九番地百三十）

2　第一号2の事案　我孫子市湖北地区公民館（千葉県我孫子市中里八十一番地の三）

3　第一号3の事案　藤岡市藤岡公民館（群馬県藤岡市藤岡千六百三十九番地五）

四　事案の要旨

1　第一号1の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

2　第一号2の事案　熱量変更費用に係る繰延資産の償却終了に伴う一般ガス供給約款（我孫子地区）の変更（総括原価見直しによる料金改定）

3　第一号3の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

4　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）並びに第一号1の事案については川口町建設企業課（新潟県北魚沼郡川口町大字川口千九百七十四番地二十六）、第一号2の事案については日本瓦斯株式会社の本社（東京都中央区八丁堀二丁目十番七号）及び高柳営業所（千葉県柏市高柳千七百五十四番地二）、第一号3の事案については藤岡市・高崎市ガス企業団（群馬県藤岡市藤岡千九百七十一番地二）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「○○関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、第一号1の事案については平成二十二年二月二十二日までに、第一号2の事案については平成二十二年二月二十三日までに、第一号3の事案については平成二十二年二月二十四日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「○○関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、第一号1の事案については平成二十二年二月二十二日までに、第一号2の事案については平成二十二年二月二十三日までに、第一号3の事案については平成二十二年二月二十四日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。